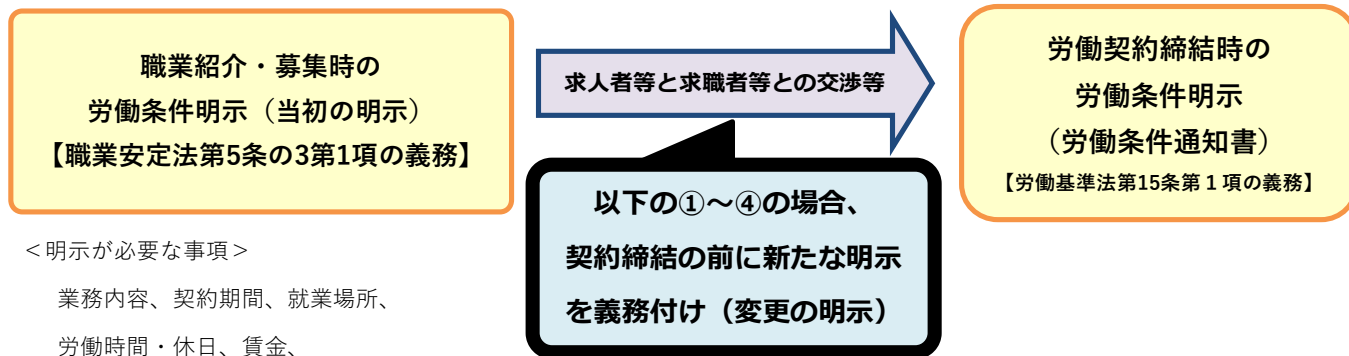


求人者の皆様へ

事業所名：キャリアネクスト株式会社 許可番号（14-ユ-301451）

職業安定法が改正され、当初明示した労働条件が変更される場合は、その確定後可能な限り速やかに変更内容について明示が必要になりました。



< 明示が必要な事項 >

- 業務内容、契約期間、就業場所、
- 労働時間・休日、賃金、
- 社会保険・労働保険の適用等（参考例1参照）

< 明示の方法 >

書面の交付

※求職者等が希望した場合には電子メールも可

※求人者等は、参考例1の労働条件の明示を変更、削除、又は参考例1の明示に含まれない従事すべき業務の内容を追加した場合は、求人票等の内容を検証し、修正等を行うこと。

以下の①～④の場合、
契約締結の前に新たな明示
を義務付け（変更の明示）

①「当初の明示」と異なる内容の労働条件を提示する場合

例) 当初：基本給30万円/月 ⇒ 基本給28万円/月

②「当初の明示」の範囲内で特定された労働条件を提示する場合

例) 当初：基本給25万円～30万円/月 ⇒ 基本給28万円/月

③「当初の明示」で明示していた労働条件を削除する場合

例) 当初：基本給25万円/月 営業手当3万円/月 ⇒ 基本給25万円/月

④「当初の明示」で明示していなかった労働条件を新たに提示する場合

例) 当初：基本給25万円/月 ⇒ 基本給25万円/月、営業手当3万円/月

【変更の明示が必要な場合】

求人票の労働条件（当初の明示）と比較して上記①～④の場合は、変更の明示が必要となります。

【変更の明示の方法】

変更の明示は、下記①の方法で行うことが望ましいとされていますが、②の方法でも可能とされています。

- ①当初の明示と変更内容等を対照できる書面を交付する
- ②労働条件通知書（労基法第15条第1項）において、変更内容等に下線、着色又は注記する

【変更の明示の留意点】

- 労働条件の内容等の調整が終了した後、労働契約を締結するかどうか求職者が考える時間が確保されるよう、できるだけ速やかに変更の明示を行ってください。
- 変更の明示を受けた求職者から、変更の理由等について質問された場合には、適切に説明をお願いします。
- 求職者は、当初に明示された労働条件がそのまま労働契約となることを期待しているので、安易な変更等は行わないようにしてください。
- 当初の明示で示された従事すべき業務の内容に関する記録は、その明示に係る職業紹介が終了する日又はその明示に係る労働契約を締結する日までの間保存するようにしてください。

【その他の留意点】

- 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られます。応募者の履歴書等について、不採用者分は返却する等、適正な管理をお願いします。
- 無期雇用者を採用した場合は、職業紹介事業者が行う離職状況の調査に協力してください。